

指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成18年指宿市条例第93号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	指宿市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成18年指宿市条例第93号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年指宿市条例第36号）別表第1 第4の項指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成18年指宿市条例第93号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法第1条	指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭及び父母のない児童(以下「ひとり親家庭等」という。)の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成18年指宿市条例第93号）
--------------	--	---------------------------------------

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第4条, 第5条, 第8条及び第9条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費受給資格者証及び支給の申請についての審査に関する事務

### 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ニ	指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者（当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。）に係る道府県民税に関する情報	当該助成を受けようとする者又は当該者の養育者、配偶者若しくは扶養義務者等に係る道府県民税に関する情報

### 特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ホ	指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該助成を受けようとする者又は当該者の養育者、配偶者若しくは扶養義務者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--

### 届出情報

届出日	2016年09月23日
独自利用事務の対象者	

番号法第9条第2項の条例 に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	